

宮崎県自殺対策行動計画 第3期計画（案）について

福祉保健課

1 策定の理由

「宮崎県自殺対策行動計画」の第2期計画（平成25年度～平成28年度）が満了することから、第3期計画を策定する。

2 計画の概要等

(1) 計画期間

平成29年度～平成32年度（4年間）

(2) 計画の趣旨

県、市町村並びに保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関・団体が連携しながら、官民一体となった総合的な自殺対策を推進し、県を挙げて「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」を目指す。

(3) 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨等

第2章 本県における自殺の状況等

第3章 今後の取組の方向性等

第4章 施策の推進

・自殺対策を進めるための基盤の強化

・一次予防（事前予防）

・二次予防（自殺発生への危機対応）

・三次予防（事後対応）

第5章 推進体制等

(4) 第2期計画からの主な変更点

	第2期計画	第3期計画（案）
重点施策	①地域でのきめ細やかな取組 ②普及啓発・心の健康づくり ③人材養成 ④児童生徒 ⑤自殺未遂者・自死遺族 ⑥医療連携 ⑦相談体制等	①市町村計画の策定支援 ②働き盛り世代の男性に対する支援 ③高齢者層に対する支援 ④若年層に対する支援 ⑤うつ病の早期発見・早期治療の促進 ⑥自殺未遂者の支援
施策体系	1 自殺対策を進めるための基盤づくり ネットワークの構築・運営 民間団体の活動支援 2 一次予防（事前予防） 普及啓発、人材養成 3 二次予防（自殺発生への危機対応） ハイリスク者の早期発見・早期対応 相談対応等による支援 4 三次予防（事後対応） 自殺未遂者及び自死遺族の支援 5 対象者別の具体的な取組 児童生徒、高齢者、労働者 自殺未遂者・自死遺族	1 自殺対策を進めるための基盤の強化 ネットワークの構築・運営 自殺の実態把握 市町村計画の策定支援や民間団体の活動支援 2 一次予防（事前予防） 普及啓発、人材養成 地域の見守りや居場所づくり 3 二次予防（自殺発生への危機対応） ハイリスク者の早期発見・早期対応 相談対応等による支援 4 三次予防（事後対応） 自殺未遂者及び自死遺族の支援 ※ 対象者別の取組は1～4に位置づけ